

令和7年度第3回早島町上下水道料金等審議会 議事要旨

- 1 日 時 令和8年1月9日(金) 14:30~16:00
- 2 場 所 早島町庁舎3階 全員協議会室
- 3 出席者 出席委員9名
川本会長、山野副会長、河田委員、小林委員、田邊委員、
坪井委員、中桐委員、山下委員、頼本委員
事務局4名
安原都市整備部長、田頭環境上下水道課長、
平松環境上下水道課長補佐、藤原環境上下水道課係長
- 4 傍聴者 0名
- 5 会 議
(1) 料金体系の設定

<意見・質疑等(要旨)>

(1) 料金体系の設定

(会 長)

まず、総括原価の金額は11億654万2千円となり、これを5年間の水道料金で回収しなければ赤字になってしまうという事務局からの説明であった。また、総括原価の内訳が13ページに示されているが、需要家費と固定費が大きな割合を占めており、これらは水の使用量に関係なく発生する費用であるため、これらを安定的に回収できなければ財政の安定が確保できないと理解している。

総括原価を日本水道協会が示す標準的な配分方法で配分すると、準備料金が6億4,823万6千円となり、これを基本料金で負担することが原則ということだが、20ページにあるように現行の料金とかなり違っている。そこで、急激な変動を緩和する措置を含めて、4つのパターンが22ページに示されている。

その中で、改定案④は基本料金が大幅に上がる案である。水の使用量に関わらず全員が負担するという面では、財政的な安定が図れるが、基本料金の割合が現在の34%から54%へと大幅に増えており、高齢者などの単身世帯や契約はしているけれど水をほとんど使用していない方の負担分がかなり大きくなってしまいう一面がある。よって、負担の公平性の面から、改定案④以外が良いと思われる。

次に、改定案②は基本料金が最も低い案であるが、使用水量に関わらず必要となる固定費をできるだけ安定的な財源で賄うようにしないと、災害等が起こったときに財政的に困ってしまうため、改定案②は避けたほうが良いと思われる。

そうすると、改定案①と③のどちらかということになるが、この2案に大きな差はない。資料24ページの水量が多い場合の金額を見ると、改定案①は、同規模の類似団体である里庄町の金額と比較してかなり高くなるため、使用水量が多い方に負担が偏ってくる可能性がある。

については、たたき台として、改定案③をベースに委員の皆さまのご意見をいただ

きたい。

(委員)

現行は基本料金が34%、従量料金が66%という配分となっており、基本料金の比率が低い傾向にあるという事務局の説明であったが、ほかの自治体の基本料金の比率はもっと高いのか。

(事務局)

他市町村の総括原価の金額や詳細な配分比率は把握していないが、24ページの水量が少ない場合の金額を見ると、早島町が一番安い、玉野市や倉敷市もかなり安い金額となっているので、おそらく早島町と大きく変わらないと推測される。

(委員)

水道水を多く使用することから、改定案③は使用量が多い利用者にとって料金変動を抑えていただくような案であるため、改定案③が良いと思う。

(会長)

それでは、段階的に確認させていただく。

基本料金が一番高くなる改定案④について、先ほど申し上げたが、高齢者の単身世帯や水道をほとんど使っていない方への負担が偏っている上に、資料2では、水道の使用量が少ない方は、件数では全体の31.5%、水量では6.3%となっており、この31.5%の方に負担が大きくなるというのはバランスが悪いと思われる。

そこで、改定案④を外すということについて、皆さんの意見をいただきたい。

特に反対が無いようであれば、ご賛同いただいたということでまとめさせていただいて良いか。

(委員)

異議なし。

(会長)

次に改定案②だが、先ほど申し上げたように、使用水量によって水道料金で回収できる金額に波が出てくるため、財政的に安定性を求めるという観点では、改正案②も検討から外したほうが良いと思うが、そういう形でまとめさせていただいて良いか。

(委員)

異議なし。

(会長)

次に改定案①と③の比較だが、先ほど申し上げたようにほぼ同じような形であるが、改定案①の方が、使用水量が多い方の負担がやや多くなるというパターンであると思う。23ページの単価のところを見ると、改定案③は①に比べて基本料金の上

り幅は多いが、反対に従量料金の上り幅は、①よりも少ない。使用水量が少ない方には基本料金の改定分で少し負担していただき、使用水量が多い方には負担が偏らない程度に負担していただくという案だと思われる。

先ほどご意見いただいたように、改定案③のほうがたくさん使われる方にとっては良いのだと思われるが、この2つの案についてぜひご意見いただきたい。

(委 員)

資料によると、基本的な配賦では59%と41%だが、現状は34%と66%ということで、基本料金に不足額を生じているということである。長期的に安定的な収入を確保するためには、基本料金の方を高めにしておいたほうが安全であろう。今の給水件数で一番多いのが21～60m³で、56.8%という配分から見ると、改定案③で基本料金を多めに上げて、20m³や40m³では改定案①とそう変わらない上に、60m³では改定案③の方が低くなるということなので、安定的な収入と、標準的な基本的な配賦を鑑みて改定案③が良いのではないかと思う。

(会 長)

他にご意見はあるか。

特に無いようなら、改定案③にご賛同いただく意見の方が多いように思えるので、改定案③、22ページでいうと総括原価、要は5年間で回収すべき金額の38%に相当する額を基本料金で回収できるように設定するというので、財政的な安定性が改定案①よりも望め、使用水量が少ない方にも、多い方にも、どちらにもあまり大きな負担とならないようバランスをとるという方向で、改定案③で進めていただくということが良いか。

(委 員)

異議なし。

(会 長)

それでは、この委員会においては、改定案①は検討から外し、改定案③を採用するというので意見が一致した。